

第7号様式（第39条関係）

(一)

| | | |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| 第 号 | <p>立 入 検 査 証</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の15第3項（法第19条の30第3項又は法第19条の46第3項において準用する場合を含む。）、法第19条の49第3項又は法第43条の9第2項において準用する船舶安全法第25条の61第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>国土交通大臣 印</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>年 月 日 まで有効</p> | 6 セ ン チ メ ー ト ル |
| 9 セ ン チ メ ー ト ル | | |

(二)

| | |
|--|--------------------------------------|
| 船舶安全法抜粋 | 6 セ ン チ メ ー ト ル |
| (立入検査) | |
| 第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 | |
| 2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。 | |
| 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 | |
| 9 セ ン チ メ ー ト ル | |

(三)

| | |
|--|----------|
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律抜粋 (船級協会の放出量確認等) 第十九条の十五 | 6センチメートル |
| 3 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第三章第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。))並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに確認、承認及び交付について準用する。 (後段略) (船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等) 第十九条の三十 | |
| 3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について準用する。 (後段略) (船級協会の検査) 第十九条の四十六 | |
| 3 第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。 (後段略) | |
| 9センチメートル | |

(四)

| | |
|--|----------|
| (船舶安全法の準用) 第十九条の四十九 | 6センチメートル |
| 3 船舶安全法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ五第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。 (後段略) (粉碎設備等の型式承認等) 第四十三条の九 | |
| 2 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節(第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。 (後段略) | |
| 9センチメートル | |

(五)

6センチメートル

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

八 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9センチメートル